

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告受付日程表

●申告会場は大変混雑しますので、是非「電子申告」又は「郵送」でご申告ください。

◇所得税の確定申告をされる方 スマートフォンやパソコンで、「確定申告書等作成コーナー」から作成できます。
 マイナンバーカード又はID・パスワード ある方 ⇒ 電子申告(e-Tax)で申告してください。
 ない方 ⇒ 申告書を、川越税務署へ郵送してください。

◇市民税・県民税申告をされる方

令和8年度申告から、マイナンバーカードを利用して、「電子申告」で申告できるようになります。
 詳細は、坂戸市HP内の「個人住民税の電子申告」のページをご確認ください。
 郵送される方は、申告の手引に従い、申告書に記入し、添付書類を同封して送付してください。

●混雑状況によって、入場制限等を行いますので、ご了承ください。

※ 午前中に来場された方でも、午後には受付となる場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

月 日 曜	会 場	対 象 地 域 (都合が悪い場合に限り、他の日程・会場でも受付します。)	受 付 時 間
2月12日 木	城山地域交流センター	(午前) 西坂戸2丁目 (午後) 西坂戸1・3丁目	午前 9時～11時30分
2月13日 金	※ 駐車場が狭いため、なるべく徒歩、自転車等でお越しください。	(午前) 多和目、西坂戸4丁目 (午後) けやき台、西坂戸5丁目	
2月16日 月	大家地域交流センター	(午前) 森戸、萱方、久ノ上 (午後) 四日市場、厚川、成願寺	午後 1時～3時
2月17日 火		(午前) 鶴舞1・2丁目 (午後) 鶴舞3・4丁目	
2月18日 水	勝呂地域交流センター	(午前) 石井2400番地まで (午後) 石井2401番地以降	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
2月19日 木		(午前) 戸室、片柳、片柳新田 (午後) 赤尾、島田、塚越、栄	
2月20日 金	入西地域交流センター	(午前) 新堀、小山、につさい花みず木1～3丁目 (午後) につさい花みず木4・5丁目、金田、新ヶ谷、沢木、東和田、戸口	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
2月21日 土		地域指定なし ※ 午前は混雑します。	
2月24日 火	三芳野地域交流センター	(午前) につさい花みず木6～8丁目、堀込、善能寺、竹之内、長岡、塚崎 (午後) 北浅羽、今西、中里、北峰、北大塚、西インター1・2丁目	午前 9時15分～11時30分
2月25日 水		(午前) 小沼、青木、東坂戸1丁目 (午後) 東坂戸2丁目	
2月26日 木	※ 駐車場が狭いため、なるべく徒歩、自転車等でお越しください。	(午前) 紺屋、横沼 (午後) 中小坂	午後 1時～3時
2月27日 金	坂戸市文化会館 ふれあ (第1・2会議室)	(午前) 千代田1丁目、浅羽野1～3丁目 (午後) 千代田2・3丁目	※開場は8時45分です。
3月1日 日		地域指定なし ※ 午前は混雑します。	
3月2日 月	〔 文化会館への 電話による問合せは ご遠慮ください。 〕	(午前) 中富町、浅羽 (午後) 千代田4・5丁目	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
3月3日 火		(午前) 三光町、緑町 (午後) 花影町、南町	
3月4日 水	〔 文化会館への 電話による問合せは ご遠慮ください。 〕	(午前) 関間1～3丁目 (午後) 関間4丁目、山田町	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
3月5日 木		(午前) 泉町、八幡1・2丁目、坂戸 (午後) 鎌倉町、柳町	
3月6日 金	〔 文化会館への 電話による問合せは ご遠慮ください。 〕	(午前) 芦山町、上吉田 (午後) 木広町	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
3月9日 月		(午前) 薬師町 (午後) 溝端町	
3月10日 火	〔 文化会館への 電話による問合せは ご遠慮ください。 〕	(午前) 清水町 (午後) 日の出町、本町	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
3月11日 水		(午前) 泉町2丁目、粟生田、伊豆の山町10番地まで (午後) 伊豆の山町11番地以降	
3月12日 木	〔 文化会館への 電話による問合せは ご遠慮ください。 〕	(午前) 元町 (午後) 泉町3丁目、仲町	対象地域ごとに 午前・午後を指定させて いただいております。 混雑回避のため、ご理解 ください。
3月13日 金		地域指定なし ※ 午前は混雑します。	
3月16日 月		上記の日程で申告会場にお越しになれない方 ※ 3月13日(金)の午前は混雑します。	コピー機は 使用できません。

確定申告に関する問合せ：川越税務署 電話049(235)9411(代表・音声案内)
 (月曜から金曜までの8:30から17:00まで 祝日を除く。)

市民税・県民税に関する問合せ：坂戸市役所 課税課 市民税係
 電話049(283)1331 内線276～279(月曜から金曜までの8:30から17:15まで 祝日を除く。)

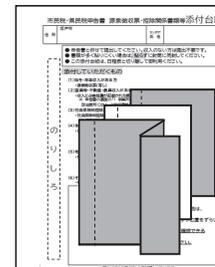
市民税・県民税申告書 源泉徴収票・控除関係書類等添付台紙

住 所	坂戸市	フリガナ 氏 名	
-----	-----	-------------	--

- 申告書と併せて提出してください。収入のない方は、提出不要です。
- 書類が多く貼りにくい場合は、貼らずに、封筒に同封してください。
- この添付台紙は、日程表と切り離してご利用ください。

添付していただくもの

- 申告者のマイナンバーが分かるもの ※ ア又はイのいずれか
 ア マイナンバーカード(両面の写し)
 イ 番号確認書類(通知カード等) + 身元確認書類(運転免許証等)
- 給与・年金収入がある方
 ・源泉徴収票(写し)
- 営業等・農業・不動産収入がある方
 ・収入と必要経費が記載された帳簿類
 ※ 申告書の裏面の「1 事業所得(営業等・農業)のある方」、「2 不動産所得のある方」の該当箇所に収入・必要経費等を記入すれば、書類の添付は不要です。
- 社会保険料控除がある方
 ・社会保険料控除証明書、領収書
 ※ 年金や給与から差し引かれる保険料は、源泉徴収票に記載されているため、添付不要です。
- 生命保険料控除がある方
 ・生命保険料控除証明書 控除額ではなく、実際に支払った金額を申告書に記入してください。
 ※ 控除限度額を超えた支払分は、税額に影響がないため、申告不要です。
 旧一般生命保険・旧個人年金 :各7万円 (控除限度額:各3万5千円)
 新一般生命保険・新個人年金・介護医療保険:各5万6千円(控除限度額:各2万8千円)
- 地震保険料控除がある方
 ・地震保険料控除証明書 控除額ではなく、実際に支払った金額を申告書に記入してください。
 ※ 控除限度額を超えた支払分は、税額に影響がないため、申告不要です。
 地震保険 :5万円 (控除限度額:2万5千円)
 旧長期損害保険:1万5千円(控除限度額:1万円)
- その他
 ・寄附金受領証・証明書、障害者手帳(写し)等



添付書類が複数ある場合は、

左図を参考に少しずつ位置をずらし、

記載内容が正確に確認できるように

貼ってください。

裏面に「医療費控除の明細書」があります。

切
り
取
り
線

の
り
し
ろ

